

第 16 号議案

亀岡市社会体育施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

平成 23 年 11 月 30 日提出

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
亀岡市社会体育施設（6箇所）
- 2 指定管理者となる団体の名称
財団法人 亀岡市体育協会
- 3 指定の期間
平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで